

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2014-004

申 立 人 X
監 督 A

被 申 立 人 大阪卓球協会

被申立人代理人 弁護士 日野 慎司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 請求の趣旨（1）を棄却する。
- 2 請求の趣旨（2）にかかる申立てを却下する。
- 3 申立料金 54,000 円は、申立人の負担とする。

理由の骨子

1 事案の概要

申立人は、大阪府において活動を行う卓球クラブであり、被申立人は、公益財団法人日本卓球協会（以下、「日本卓球協会」という。）の加盟団体として大阪府における卓球競技を統括し代表する団体である。本件は、被申立人が 2014 年 7 月 6 日に行った、申立人所属の選手らで構成されるチーム（以下、「申立人チーム」という。）を第 33 回全日本クラブ卓球選手権大会（以下、「第 33 回大会」という。）の大阪府代表としないとの決定（以下、「本件決定」という。）の取消し等が求められている事案である。

2 請求の趣旨（1）について

申立人は、申立人チームが 2014 年 6 月 29 日開催の第 33 回大会大阪府予選会実施要項の参加資格を充たしており、当該チームは同予選会で優勝したため、第 33 回大会の大阪府代表として認定することを求めている。

被申立人は、申立人チームの中に 2013 年開催の第 32 回全日本クラブ卓球選手権大会（以下、「第 32 回大会」という。）奈良県予選会及び奈良県代表として

第 32 回大会に参加した選手が 6 名おり、当該選手らは第 33 回大会大阪府予選会実施要項 6. (ロ) の「登録加盟団体以外（隣接府県）のチームから参加する場合は、当該年度を含め 2 年間は当該チーム以外からは出場できない。」との規定に抵触するため、申立人チームは参加資格を有しないと判断し、本件決定を行った。

第 32 回大会要項にも、「登録加盟団体以外（隣接都道府県）のチームから参加する場合は、当該年度を含め 2 年間は当該チーム以外からは出場できない。」との規定がある（同要項(11)の(2)）。申立人は、第 32 回大会奈良県予選会に上記 6 名の選手が参加した際、当該選手らは奈良県卓球協会において奈良県限りの登録を行っているため、第 32 回大会へは「登録加盟団体以外……のチームから参加」したのではなく、したがって「2 年間は当該チーム以外からは出場できない」という規定の適用はない、と主張する。被申立人は、この規定にいう「登録」とは日本卓球協会への登録を意味するのであって、第 32 回大会奈良県予選会に参加した上記 6 名の選手は大阪卓球協会を通じて日本卓球協会への登録を行っていたため、当該選手らは第 32 回大会奈良県予選会に「登録加盟団体以外……のチームから参加」したことになる、と反論する。

第 32 回大会実施要項は全日本大会の要項であり、第 33 回大会大阪府予選会実施要項も全日本大会の予選の要項であるため、これらにいう「登録」は日本卓球協会への登録を意味する。したがって、申立人の上記主張には理由がなく、請求の趣旨（1）を棄却する。

第 32 回大会実施要項及び第 33 回大会大阪府予選会実施要項の参加資格に関する規定には明瞭ではない箇所もあり、それにより混乱が生じたことは否めない。しかし、このことは上記結論を左右するものではない。

3 請求の趣旨（2）について

申立人は、申立人チームの全選手につき、2015 年に開催される第 34 回全日本クラブ卓球選手権大会（以下、「第 34 回大会」という。）及びその予選会に参加できることの確認を求めている。しかし、被申立人は、当該選手らは第 34 回大会及びその予選会に参加できないとの決定は行っていない。したがって、仲裁判断の対象となる決定が存在しないので、請求の趣旨（2）にかかる申立てを却下する。

4 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上